

第17回新型コロナウイルス対策本部会議

令和2年6月17日（水）に稟議式で開催した標記会議において、本市における対応を下記のとおり決定した。

記

1. 公共施設等の再開に対する戸田市の方針について

国の緊急事態宣言の解除及び埼玉県緊急事態措置等の解除を受け、戸田市における市内公共施設等の再開について、以下のとおり方針を定める。

【公共施設等の対応】

各公共施設等における利用再開等については、感染防止対策を徹底した上で、資料1のとおり対応するものとする。

なお、一部の公共施設では、再開することにより市民や利用者の感染拡大を招くリスクを考慮し、一部休止の措置を継続する。

以上

公共施設等の利用再開について

- ・公共施設では感染予防対策を徹底し、対策内容について各施設に掲示しています。
- ・「再開」した施設についても、3つの密を避けるため、人数や利用方法等について一定の制約を設けさせていただいております。
- ・今後の感染状況により、再開時期の変更や、再開後においても再度閉鎖させていただく場合があります。
- ・屋内施設(貸室)をご利用の際には、遵守事項をご確認いただき署名をお願いいたします。(6月中を予定)
- ・詳細については、各施設へお問い合わせください。

施設名称	状況	内容	再開時期	所管課	更新日
東部連絡所	再開		6月1日から	市民課	
笹目コミュニティセンター	再開	貸室利用	6月8日から	協働推進課	6月17日
		共有スペースの利用	6月22日から		
新曽南多世代交流館	再開	貸室利用	6月8日から	協働推進課	6月17日
		共有スペースの利用	6月22日から		
ボランティア・市民活動支援センター	再開	窓口の相談及び施設の利用は事前予約制	6月1日から	協働推進課	
保養所	再開	※カラオケルーム、宴会場の利用は当面見合わせます	6月22日から	防犯くらし交通課	
文化会館	再開	窓口業務の再開 ※改修工事のため令和3年1月中旬まで施設は閉館	6月1日から	文化スポーツ課	
スポーツセンター	再開	スポーツ施設の利用	6月8日から	文化スポーツ課	6月17日
		トレーニング室の利用	6月22日から		
		屋内プールの利用	6月29日から		
観光情報館トビック	再開		6月8日から	経済政策課	
惣右衛門公園	再開		6月1日から	みどり公園課	
新田公園	再開		6月1日から	みどり公園課	
笹目公園	再開		6月1日から	みどり公園課	
北部公園	再開		6月1日から	みどり公園課	
後谷公園	再開		6月8日から	みどり公園課	
荒川水循環センター上部公園	再開		6月8日から	みどり公園課	
彩湖・道満グリーンパーク	再開	スポーツ施設、釣りの利用	6月8日から	みどり公園課	6月17日
		ドッグランの利用	6月22日から		
		バーベキュー広場の利用	6月29日から		
ボール公園	再開		6月8日から	みどり公園課	
稲荷広場	再開		6月8日から	みどり公園課	
上戸田地域交流センター	再開	貸室利用	6月9日から	福祉総務課	6月17日
		共有スペースの利用 ※カフェは6月29日から再開予定(現在はテイクアウトのみ)	6月22日から		
東部福祉センター	再開	貸室利用 ※6月8日は休館日	6月9日から	福祉総務課	6月17日
		共有スペースの利用 ※6月22日は休館日 ※入浴施設の利用は当面見合わせます	6月23日から		
新曽福祉センター	再開	貸室利用 ※6月8日は休館日	6月9日から	福祉総務課	6月17日
		共有スペースの利用 ※6月22日は休館日 ※入浴施設の利用は当面見合わせます	6月23日から		
西部福祉センター	再開	貸室利用 ※6月8日は休館日	6月9日から	福祉総務課	6月17日
		共有スペースの利用 ※6月22日は休館日 ※入浴施設の利用は当面見合わせます	6月23日から		

施設名称	状況	内容	再開時期	所管課	更新日
心身障害者福祉センター	再開	貸室利用	6月8日から	障害福祉課	6月17日
		共有スペースの利用	6月22日から		
親子ふれあい広場	再開		6月15日から	こども家庭課	
戸田公園駅前子育て広場	再開		6月1日から	こども家庭課	
ファミリー・サポート・センター	再開		6月1日から	こども家庭課	
産前産後ヘルプサービス	再開		6月1日から	こども家庭課	
児童センター こどもの国	再開	貸室利用	6月8日から	児童青少年課	6月17日
		共有スペースの利用 ※プールは今年度は利用できません	6月22日から		
児童センター プリムローズ	再開	貸室利用	6月8日から	児童青少年課	6月17日
		共有スペースの利用	6月22日から		
青少年の広場	再開		6月8日から	児童青少年課	
教育センター	再開		6月8日から	教育政策室	
福祉保健センター	再開	貸室利用 ※「カフェこぼろ」は6月29日から再開予定	6月8日から	福祉保健センター	6月17日
図書館	中央図書館	再開	6月16日から	生涯学習課 (中央図書館)	
	分室・分館	再開	6月16日から		
	配本所	再開	6月16日から		
郷土博物館	再開		6月1日から	生涯学習課 (郷土博物館)	
彩湖自然学習センター	再開	1階・5階のみ再開	6月1日から	生涯学習課 (彩湖自然学習センター)	
芦原小学校生涯学習施設	再開		6月15日から	生涯学習課	
少年自然の家	再開		6月19日から	生涯学習課	
ふるさとハローワーク	再開		6月1日から	埼玉労働局	

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更となる場合があります。

【公共施設再開にあたっての留意事項（共通）】

基本的な考え方

密集、密着、密閉（屋内施設）を避けることを基本とし、各施設の状況に合わせて対応する。（下記感染防止対策を施したうえで、できるだけ利用できるように、各施設で工夫する。）

なお、感染者が発生した時、感染経路を特定できるよう、利用者の連絡先の把握に努める。（共通の遵守事項の署名は6月で終了予定。7月以降は、現様式を継続する、他の書類等で利用者が把握できる場合はそれに変わるなど、各施設で対応する。一定時間一定の場所に留まる利用者の把握ができることが望ましい。）

【感染防止対策】

- 1 職員の健康管理を徹底する。
 - ・出勤前に体温測定をし、発熱を含め、体調不良の職員は、出勤を控える。
 - ・職員は必ずマスクを着用する。
- 2 体調不良（発熱・味覚異常など）者は、利用を控えてもらう。
- 3 利用者に、マスクの着用をお願いする。
- 4 施設の入口に、消毒液を設置する。
- 5 受付窓口に、飛沫防止の対策を施す。（アクリル板や透明シートなど）
- 6 窓口のカウンター前には、人と人との距離が保てるよう、床にテープを張るなどする。
- 7 ロビー、廊下の椅子は人と人との距離が保てるよう配置する。
- 8 屋内施設の利用人数は、人と人との距離が保てる人数に制限する。
（施設によって目安を出したほうがわかりやすい。定員の50%など）
- 9 屋内施設は、定期的に換気する。
- 10 複数の人が触れる場所は定期的に消毒する。
（窓口カウンター、ドアノブ、手すり、エレベーターのボタンなど）
- 11 感染防止対応のポスターを掲示する。